

## Apple Pay 特約 2025 年 2 月改定箇所(新旧対照表)

| 旧   | 新  |
|---|--|
| <p><b>第 7 条 (Apple Pay の利用)</b></p> <p>(1) 会員は、Apple Pay 加盟店において当社所定の本人認証を経る方法、Apple Pay アプリケーションを操作する方法または当社が認める方法により Apple Pay を利用することができます。但し、一部 Apple Pay の利用ができない商品等もあります。</p> <p>(2) 会員は、以下の各号に該当するときは、Apple Pay を利用することができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 会員が Apple Pay 対応デバイスまたは Apple Pay 会員情報を紛失、消去または破損したとき</li> <li>② 会員から Apple Pay 対応デバイスの紛失または盗難の届出等が行われたことにより、Apple Pay の利用を一時停止しているとき</li> <li>③ 会員がカードの紛失または盗難その他会員規約等に定める事由により、Apple Pay 利用可能カードの利用が停止されているとき</li> <li>④ 前各号のほか、当社が会員の信用状態または Apple Pay の利用状況等により会員による Apple Pay の利用が適当でないとして判断したとき</li> </ol> <p>(3) アプリケーションに表示される Apple Pay の利用内容は、確定した利用内容と異なる場合があるため、会員は、確定した利用内容の確認にあたっては、カードについて送付または提供されるご利用代金明細書等により確認するものとします。</p> | <p><b>第 7 条 (Apple Pay の利用)</b></p> <p>(1) 会員は、Apple Pay 加盟店において当社所定の本人認証を経る方法、Apple Pay アプリケーションを操作する方法または当社が認める方法により Apple Pay を利用することができます。但し、一部 Apple Pay の利用ができない商品等もあります。</p> <p>(2) <u>会員は加盟店と事前に合意し、Apple 所定の手続きを行うことにより、当該加盟店との継続的取引に基づき当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度 Apple Pay 対応デバイスを利用することなく、Apple Pay を利用して決済することができる場合があります。この場合、会員が当該加盟店との継続的取引の決済手段として Apple Pay を指定すると、当該指定後に利用者が Apple Pay アプリケーションから登録カードの登録を抹消し、第 9 条第 3 項に基づき Apple Pay を中途解約したとしても、その後も当該加盟店に対する債務が発生したときは、Apple Pay により決済される場合があります。この場合、当該加盟店に対する債務に関しては、引き続き本特約が有効に適用され、利用者は会員規約等および本特約に基づき、当社に対する支払義務を負うものとします。</u></p> <p>(3) 会員は、以下の各号に該当するときは、Apple Pay を利用することができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 会員が Apple Pay 対応デバイスまたは Apple Pay 会員情報を紛失、消去または破損したとき</li> <li>② 会員から Apple Pay 対応デバイスの紛失または盗難の届出等が行われたことにより、Apple Pay の利用を一時停止しているとき</li> <li>③ 会員がカードの紛失または盗難その他会員規約等に定める事由により、Apple Pay 利用可能カードの利用が停止されているとき</li> <li>④ 前各号のほか、当社が会員の信用状態または Apple Pay の利用状況等により会員による Apple Pay の利用が適当でないとして判断したとき</li> </ol> <p>(4) アプリケーションに表示される Apple Pay の利用内容は、確定した利用内容と異なる場合があるため、会員は、確定した利用内容の確認にあたっては、カードについて送付または提供されるご利用代金明細書等により確認するものとします。</p> |

**第 14 条（善管注意義務、禁止事項等）**

- (1) Apple Pay 利用者は、Apple Pay 対応デバイスには、Apple Pay 利用者本人の指紋だけを設定する等、善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理し、本人以外の第三者に Apple Pay の利用をさせ、または利用のために占有を移転させてはなりません。

(略)

**第 14 条（善管注意義務、禁止事項等）**

- (1) Apple Pay 利用者は、Apple Pay 対応デバイスには、Apple Pay 利用者本人の生体認証を設定する等、善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理し、本人以外の第三者に Apple Pay の利用をさせ、または利用のために占有を移転させてはなりません。

(略)